

重要事項説明書

事業者名	株式会社シノケンウェルネス
事業所名	グループホーム フレンド香住ヶ丘
事業種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

1. 事業者概要

事業者名	株式会社シノケンウェルネス（以下「当社」といいます。）
代表者	三浦 義明
所在地	〒105-0013 東京都港区浜松町二丁目3番1号
資本金	1,000万円
事業所数	7カ所（2026年4月現在におけるグループホーム数）
法人の理念	認知症であっても、一人ひとりが地域の中で人間の尊厳を大切に生活を送れるよう支援し事業運営にあたっては安定的かつ継続的な運営に努めます。

2. 事業所概要

事業所名	グループホーム フレンド香住ヶ丘（以下「事業所」といいます。）		
所在地	〒813-0003 福岡市東区香住ヶ丘二丁目3番23号		
管理者氏名	篠田 和幸		
連絡先	電話	092-674-0050	FAX 092-674-0051
開設年月日	2024年10月1日	指定番号	4090800907
の提供されるサービス等	(1) 指定認知症対応型共同生活介護（要介護1から5までに認定） 認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。		
	(2) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2に認定） 認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、生活機能の維持向上を目的とした、食事、入浴、排泄等の日常生活の支援及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を入居者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。		
	当事業所においては、上記のサービスが一体的に提供されます。又、サービス提供にあたっては、事前にアセスメントを行い、把握されたニーズを踏まえて（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」といいます。）を作成し、その作成された介護計画に基づき、サービスが提供されます。		
共同生活住居の数	2ユニット	利用定員	18名（各ユニット:9名）
日中のサービス提供時間	6:00～21:00（21:00以降、翌日6:00までの時間帯は夜間及び深夜の時間帯）		
その他のサービス	(介護予防)認知症対応型共同生活介護(短期利用型)		☐ あり ☒ なし
	(介護予防)認知症対応型通所介護(グループ事業所活用型)		☐ あり ☒ なし

運 営 方 針	1 認知症の高齢者が地域社会との繋がりのなかで、安全に共同生活を行うことを基本に(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス(以下「介護サービス」といいます。)の提供を行います。 2 入居者の人格を尊重し、常に入居者の立場に立った介護サービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、入居者が必要とする介護サービスを適切な介護技術をもって提供します。 3 入居者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、入居者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮します。 4 入居者及びその家族に対し、介護サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。 5 入居者の身体的、精神的状況の把握に努めるとともに、症状等に応じて医療機関への受診を図る等、適切な対応を行います。 6 常に、提供した介護サービスの質の管理、評価を行います。 7 感染予防及びその蔓延予防に努め、入居者の健康と生命を護ります。 8 利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援を実施し、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることのないようにし、虐待の防止を図ります。			
敷地・建物の概要	敷 地	敷地面積 516.64 m ² (自己所有)		
	建 物	鉄骨造 3 階建 延床面積 736.19 m ²		
交 通 の 便	JR「九産大前」駅から徒歩 8 分 西鉄バス「九州産業大学前」バス停留所から徒歩 2 分 駐車場: ☒ あり ☐ なし			
防 犯 防 災 設 備 避難設備等の概要	非常通報装置一式 (火災報知器・火災通報専用電話機・火災受信機等)		スプリンクラー の 設 置 状 況	☒ 済 ☐ 未
防火管理者氏名	金古 明			
損害賠償責任保険加入先保険会社		東京海上日動火災保険株式会社		

3. ユニット概要

	ユニット 1	ユニット 2	ユニット 3
管理者氏名	篠田 和幸	篠田 和幸	—
居 室 数	9 室	9 室	—
居 室 面 積	居室面積 11.80 m ² ～14.16 m ² 室数計 18 室		

4. 勤務体制

日中のサービス提供時間の体制	入居者 3 名に対して 1 名の介護スタッフが従事いたします。(3:1 介護)
夜 間 及 び 深 夜 の 体 制	1 ユニットごとに介護スタッフ 1 名を夜勤者として配置します。

※ 「3:1 介護」とは、1 ユニット(入居者 9 名)につき、常時 3 名の介護スタッフがいる状態をいうのではなく、8 時間勤務する介護スタッフ(常勤の介護スタッフ)を基準にしたとき、日中の時間帯(6:00 から 21:00 まで)に勤

【保存期限：サービス提供が終了した翌月から起算して5年間】

務するスタッフの延べ勤務時間数が、常勤の介護スタッフ（1週あたりの勤務時間が34時間に達する者）3名分の勤務時間数（8時間×3名分＝24時間）以上となっている状態をいいます。

5. 勤務時間

	日 勤			夜 勤
		早 出	遅 出	
時 間 帯	9:00～18:00	7:00～16:00	10:00～19:00	16:30～翌日 9:30

6. 従業員の体制（2026年4月20日現在）

職 種		専 従		兼 務	
		常 勤	非常勤	常 勤	非常勤
ユニット1	管 理 者	0名	—	1名	—
	計画作成担当者 (うち介護支援専門員)	0名 (0名)	0名 (0名)	1名 (1名)	1名 (1名)
	介 護 従 業 者	5名	1名	0名	0名
ユニット2	管 理 者	0名	—	1名	—
	計画作成担当者 (うち介護支援専門員)	0名 (0名)	0名 (0名)	1名 (1名)	1名 (1名)
	介 護 従 業 者	5名	1名	0名	0名
ユニット3	管理者	—	—	—	—
	計画作成担当者 (うち介護支援専門員)	—	—	—	—
	介 護 従 業 者	—	—	—	—

*1 管理者は、介護従業者の管理及び入居申込者の入居申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、職員等の管理及びその他の管理を一元的に行います。

*2 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等入居者の日常生活全般の状況を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、介護の目標や、その目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した介護計画の作成及び変更を担当します。

*3 介護従業者は、介護サービスの提供にあたります。

<資格保有者及び研修修了者数>

資 格 及 び 研 修		常 勤	非常勤	計	うち管理者
主 な 資 格	介護福祉士	4名	1名	5名	0名
	訪問介護員(事業所ヘルパー)養成1級課程	0名	0名	0名	0名
	訪問介護員(事業所ヘルパー)養成2級課程	1名	0名	1名	1名
	初任者研修修了者	3名	0名	3名	0名
	基礎研修修了者	0名	0名	0名	0名
	実務者研修修了者	4名	1名	5名	0名

【保存期限：サービス提供が終了した翌月から起算して5年間】

	看護師	0名	0名	0名	0名
	准看護師	0名	0名	0名	0名
	介護支援専門員	2名	1名	3名	1名
	社会福祉士	0名	0名	0名	0名
主な研修	認知症介護実践者研修修了者	5名	2名	7名	1名
	認知症対応型サービス事業管理者研修修了者	2名	2名	4名	1名
	認知症介護実践リーダー研修修了者	0名	2名	2名	0名
	認知症介護指導者研修修了者	0名	1名	1名	0名

7. 急変・救急時の対応

入居者の容態に急変、又は状態に著しい悪化がみられ、医師の医学的判断若しくは技術、又は医療従事者の関与が必要と判断される場合には、救急隊の出動を要請するほか、協力医療機関等と連絡を取ることで、入居者に必要な処置を受けることができるように対応するとともに、家族等に速やかに連絡します。又、施設所在役所の定める要領に基づき、必要に応じて介護保険課に連絡のうえ、適宜適切に対応していきます。

※ 当事業所では、緊急連絡体制を整えるとともに、『介護事故防止及び発生時対応マニュアル』を備えています。

8. 協力医療機関

<医科>

1	名 称	医療法人すずらん会 たろうクリニック			
	所 在 地	〒813-0043 福岡市東区名島一丁目1番31号			
	連 絡 先	電 話	092-410-3333	FAX	092-410-3332
	診 療 科 目	精神科、心療内科、内科、老年内科			
2	名 称				
	所 在 地	〒			
	連 絡 先	電 話		FAX	
	診 療 科 目				

<歯科>

1	名 称	医療法人孝明会 箱崎ふ頭歯科			
	所 在 地	〒812-0051 福岡市東区箱崎ふ頭一丁目4番61号サンセットタワー2F			
	連 絡 先	電 話	092-651-6088	FAX	092-651-6077
	診 療 科 目	歯科			
2	名 称				
	所 在 地	〒			
	連 絡 先	電 話		FAX	
	診 療 科 目				

9. 介護サービス料金

当事業所において提供される指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護にかかる料金は、地域密着型(介護予防)サービスに要する費用の額に関する基準(厚生労働省告示)に基づき算出された金額とします。

このうち、介護保険の給付で賄われない部分を入居者自己負担分として受領し、その他の部分については、法定代理受領により支払いを受けます。

なお、介護サービス料金については、報酬改定都度変更になるため、その詳細をご説明させていただきます。

介護サービス料金	食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の支援、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等については包括的に提供され、下記の表による要介護度に応じて定められた金額の1割または2割若しくは3割が自己負担となります。				
	【1日あたりの介護報酬計算表】				
	地域区分	5級地			
	地域区分ごとの割合	10.45%			
	状態区分 (1単位単価=10円)	単位	単価:円	1割自己負担額:円	2割自己負担額:円
	要支援 2	749/日	7,827円	783円	1,566円
	要介護 1	753/日	7,868円	787円	1,574円
	要介護 2	788/日	8,234円	824円	1,647円
	要介護 3	812/日	8,485円	849円	1,697円
	要介護 4	828/日	8,652円	866円	1,731円
	要介護 5	845/日	8,830円	883円	1,766円
	初期加算 (入居日から30日以内の期間)	30/日	313円	32円	63円
	協力医療機関連携加算1	100/月	1,045円	105円	209円
	協力医療機関連携加算2	40/月	418円	42円	84円
	医療連携体制加算Ⅰイ	57/日	595円	60円	119円
	医療連携体制加算Ⅰロ	47/日	491円	50円	99円
	医療連携体制加算Ⅰハ	37/日	386円	39円	78円
	医療連携体制加算Ⅱ	5/日	52円	6円	11円
	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22/日	229円	23円	46円
	サービス提供体制強化加算Ⅱ	18/日	188円	19円	38円
	サービス提供体制強化加算Ⅲ	6/日	62円	7円	13円
	夜間支援体制加算Ⅱ	25/日	261円	27円	53円
	認知症専門ケア加算Ⅰ	3/日	31円	4円	7円

【保存期限：サービス提供が終了した翌月から起算して5年間】

認知症専門ケア加算Ⅱ	4/日	41 円	5 円	9 円	13 円
若年性認知症利用者受入加算	120/日	1,254 円	126 円	251 円	377 円
認知症チームケア推進加算Ⅰ	150/月	32 円	4 円	7 円	10 円
認知症チームケア推進加算Ⅱ	120/月	42 円	5 円	9 円	13 円
入院時費用	246/日	2,570 円	257 円	514 円	771 円
看取り介護加算 1 (死亡日以前 31 日以上 45 日以下)	72/日	752 円	76 円	151 円	226 円
看取り介護加算 2 (死亡日以前 4～30 日間)	144/日	1,504 円	151 円	301 円	452 円
看取り介護加算 3 (死亡日以前 2 日又は 3 日)	680/日	7,106 円	711 円	1,422 円	2,132 円
看取り介護加算 4 (死亡日)	1,280/日	13,376 円	1,338 円	2,676 円	4,013 円
退去時情報提供加算	250/回	2,612 円	262 円	523 円	784 円
退去時相談援助加算	400/回	4,180 円	418 円	836 円	1,254 円
栄養管理体制加算	30/月	313 円	32 円	63 円	94 円
口腔栄養スクリーニング加算	20/回	209 円	21 円	42 円	63 円
生活機能向上連携加算Ⅰ	100/月	1,045 円	105 円	209 円	314 円
生活機能向上連携加算Ⅱ	200/月	2,090 円	209 円	418 円	627 円
科学的介護推進体制加算	40/月	418 円	42 円	84 円	126 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	10/月	104 円	11 円	21 円	32 円
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5/月	52 円	6 円	11 円	16 円
新興感染症等施設療養費	240/日	2,508 円	251 円	502 円	753 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100/月	1,045 円	105 円	209 円	314 円
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10/日	104 円	11 円	21 円	32 円
口腔衛生管理体制加算	30/月	313 円	32 円	63 円	94 円
処遇改善加算Ⅰイ	介護報酬総額の 21.0% (1 ヶ月につき)				
処遇改善加算Ⅰロ	介護報酬総額の 22.8% (1 ヶ月につき)				
処遇改善加算Ⅱイ	介護報酬総額の 20.2% (1 ヶ月につき)				
処遇改善加算Ⅱロ	介護報酬総額の 22.0% (1 ヶ月につき)				
処遇改善加算Ⅲ	介護報酬総額の 17.9% (1 ヶ月につき)				
処遇改善加算Ⅳ	介護報酬総額の 14.9% (1 ヶ月につき)				
①お客様自己負担分(法定利用者分) 当月介護報酬額－当月介護報酬額×給付率					
②当月介護報酬額 1 日の介護給付費単位×利用実日数×単位単価×地域区分割合					

	③初期加算 入居日から30日以内の期間(1日あたり)は初期加算分が算定され割増になります。 また、医療機関に1ヶ月以上入院した後、退院して再入居する場合も同様となります。 ④協力医療機関連携加算 施設と協力医療機関との実効性のある連携体制を構築する観点から、利用者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催することを評価する加算となります。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑤医療連携体制加算(Ⅰ) 利用者の重度化に対応した健康管理等を強化している場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑥医療連携体制加算(Ⅱ) 事業所の職員として看護職員を常勤換算で1名以上配置している場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑦医療連携体制加算(Ⅲ) 事業所の職員として看護師を常勤換算で1名以上配置している場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑧サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上雇用されている場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑨サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 介護職員総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上雇用されている場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑩サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 常勤職員が一定割合雇用されている場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑪夜間支援体制加算 夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業員に加えて常換算で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑫認知症専門ケア加算(Ⅰ) 認知症介護実践リーダー研修修了者を、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1名以上、20人以上の場合は10又はその端数を増すごとに1名以上を配置した場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません) ⑬認知症専門ケア加算(Ⅱ) Ⅰの要件を満たし、かつ、認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置した場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません)
--	---

	⑭若年性認知症利用者 受入加算 若年性認知症の利用者に対し本人やその家族の希望を踏まえた介護サービスを提供する場合に 加算します。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません） ⑮チームケア推進加算 認知症チームケア推進加算は、認知症である入所者の尊厳を保持した適切な介護を提供すること が、その目指すべき方向性であり、入所者に日頃から適切な介護が提供されることにより、BPSD の出現を予防し、出現時にも早期対応し重症化を防ぐことが可能となる。本加算は、以上の目指す べき方向性を実現するため、配置要件になっている者が中心となった複数人の介護職員等から構 成するチームを組んだうえで、日頃から認知症の入所者等に対して 適切な介護を提供し、それ により、BPSD の予防及び出現時の早期対応に 資するチームケアを実施している場合に加算し ます。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません） ⑯入院時費用 入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整え ている場合に加算します。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません） ⑰看取り介護加算 死亡日以前 31 日以上 45 日以下については 1 日につき 72 単位を、死亡日以前 4 日以上 30 日 以下については 1 日につき 144 単位を、死亡日の前日及び前々日については 1 日につき 680 単 位を、死亡日については 1 日につき 1,280 単位を加算します。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません） ⑱退去時相談援助加算 グループホームを退去する利用者が自宅や地域での生活を継続できるように相談援助する場合に 1 人に 1 回を限度として加算します。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません） ⑲栄養管理体制加算 管理栄養士が、従業者に対する栄養ケアに係る技術的助言及び指導を月 1 回以上行っている場 合に加算します。 ⑳口腔・栄養スクリーニング加算 利用開始時及び利用中 6 月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のス クリーニングを行った場合に加算します。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません） ㉑生活機能向上連携加算（Ⅰ） リハビリテーションを実施している事業所又は医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴 覚士、医師の助言に基づき、計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成し、これ に基づき介護サービスを提供した場合に加算します。 （事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません）
--	---

	②生活機能向上連携加算(Ⅱ) リハビリテーションを実施している事業所又は医療提供施設の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、医師が訪問し、計画作成担当者と身体状況等の評価を共同で行う場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません)
	③科学的介護推進体制加算 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を個性労働省に提出していること。また、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画を見直すなど、介護サービスの提供にあたって先の情報その他介護サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合に加算します。
	④感染症対策向上加算 施設における平時からの感染対策の実施や、感染症発生時に感染者の対応を行う医療機関との連携体制を評価する加算となります。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません)
	⑤新興感染症等施設療養費 新興感染症のパンデミック発生時等において、施設内で感染した高齢者に対して必要な医療やケアを提供する観点や、感染拡大に伴う病床ひっ迫を避ける観点から、必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で感染した利用者の療養を施設内で行うことを評価する加算となります。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません)
	⑥生産性向上推進体制加算 テクノロジーの導入後の継続的な活用を支援するため、委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」の内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません)
	⑦口腔衛生管理体制加算 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を行っている場合に加算します。 (事業所が基準を満たしていない場合には適用いたしません)

10. 利用料等

利用料金	敷 金	150,000 円	
		月 額	日 額
	家 賃	51,000 円	—
	管 理 費	15,000 円	—
	水 道 光 熱 費	13,000 円	—
	食 材 料 費	42,600 円 (30 日計算・税込)	1,420 円 (税込)

	合 計	121, 600 円	—
	そ の 他 の 費 用	リネン代 2, 500 円 (30 日計算・税込)	リネン代 90 円 (税込)
		* ご入居者様が特別にご希望される場合に限る	
ご退去時の 精 算	クリーニング費 20, 000 円 (消費税別・ご退去時費用) 著しい汚損・破損が認められた場合は、別途実費を請求させていただきます。		

《敷金について》

- ※1 入居時費用 敷金として 150, 000 円をお預かりさせていただきます。但し、入居開始日から起算して 30 日以内に退去された場合は、理由の如何を問わず、敷金は全額返還いたします。
- ※2 契約時にお預かりすることとし、また、利息を付さないものとします。
- ※3 入居者が当ホームを退居した場合、当社は敷金を返金することとします。但し、以下の費用が発生している場合、その他入居者に債務がある場合は、これらを差し引いた残りの金額を返金することとします。
- ア 入居者の居室について、入居者の故意若しくは過失により、又は、入居者が要介護状態若しくは要支援状態にあることから、通常の使用とは異なる使用により生じたものと合理的に推認される損耗等の復旧にかかる費用
(経年変化及び通常の使用による損耗等の復旧にかかる費用については、入居者の負担としませんこととします)。
- 但し、衛生管理の為にクリーニング費として、一律 20, 000 円(税別)を頂きます。
- イ 入居者の財産(残置財産)を処分することが必要になった場合、その処分にかかる費用。
- ※4 入居者は当ホームを退去するまでの間、敷金をもって債務と相殺をすることはできません。

《利用料金について》

- ※1 上表中、入居者から支払いを受ける金額が日額で定められている費目(食材料費)については、月の日数を 30 日として、当該日額に 30 を乗じた金額を月額(目安)として表示しています。
- 〔注〕したがって、月の日数が 30 日以外の場合、月額の合計金額は上記表示金額とは異なります。
- ※2 管理費の内訳には、建物設備等の維持管理費、環境衛生費等が含まれます。
- ※3 水道光熱費には、電気・ガス・水道料が含まれます。
- ※4 食材料費には、食材代、調味料代、おやつ代、コーヒー代、お茶代、外食費等が含まれます。
- ※5 食材料費は 1 日に 1 食も召し上がらない場合に限り頂きません。
- ※6 標記利用料金以外にも、入居者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、オムツ等の個人使用の衛生用品や、歯ブラシ・衣類・化粧品等の日用品)であって、入居者の希望に基づき当事業所が提供するものにかかる費用、理美容代、その他入居者の嗜好品の購入等にかかる費用については、入居者の自己負担となります。
- ※7 入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、謄写物を必要とする場合には謄写代として 1 枚につき 10 円をご負担いただきます。
- ※8 要介護認定にかかる更新申請の支援に対して費用が発生した場合は、交通費等の実費をお支払いいただくことがあります。
- ※9 月途中に入居又は退居された場合の家賃・水道光熱費・管理費については、日割りで計算します。
- ※10 入院等で外泊をされた場合には、家賃・水道光熱費・管理費のみお支払いいただきます。
- ※11 家賃・水道光熱費・管理費は前払い(翌月分を前月払い)、食材料費その他の実費精算の料金は後払い(当月分を翌月払い)となり、月の利用料金は、原則銀行口座からの引き落と

【保存期限：サービス提供が終了した翌月から起算して5年間】

しにてお支払いいただきます。

※12 利用料金等の改定については、理由を付して事前に連絡します。

11. 利用にあたっての留意事項

外 泊	1. 原則自由です。
	2. ただし、外泊予定日の3日前に、事業所宛に外泊届を提出していただきます。
面 会	1. 面会時間は、9:00～20:00 までとなっています。
	2. 来訪された際は、事業所職員にお声掛けいただくとともに、来訪者票に必要事項をご記入いただきますようお願いいたします。
おこづかい の管理	1. 入居者が個人的に購入する物品又はサービス等の代金支払いは実費負担となりますが、原則、実費負担の支払いのためのおこづかいの預かりはいたしません。ただし、やむ負えない事情により当社が認めた場合、おこづかいをお預かりする場合があります。
	2. なお、お預かりした金銭については、お預かりの際に預り証を発行するとともに、その後の出納状況ならびに残高を記録し、毎月1回お知らせします。
	3. 身元引受人及び家族等が、所定の手続きを経ず、入居者に対して直接又は間接的に金品等を渡された場合には、当社は一切の責任を負わないものとします。
	4. その他、おこづかいの取扱いに関する詳細については、『預り金出納管理規約』をご覧ください。
貴重品	1. 通帳、印鑑、貴重品等の居室内への持込みはお断りしております。
散 歩 買い物	1. 認知症の介護の一環として、職員同伴の上、散歩、買い物、食事に行く場合があります。
喫 煙	1. 施設外所定の場所にて可能です。
飲 酒	1. 食堂、居間にて適量であれば可能です。
	2. 飲酒の量につきましては、身元引受人及び家族等と相談の上、「適量」を決めさせていただきます。
その他	1. 入居者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、退居していただくこととします。 ① 要介護認定又は要支援認定の更新において、自立又は要支援1と認定され、当該認定が確定した場合 ② 要介護認定及び要支援認定が取り消された場合 ③ お亡くなりになった場合 ④ 入居者が、入居時に当社と交わした「(介護予防)認知症対応型共同生活介護利用契約」(以下この条において「入居契約」といいます。)を解約する旨を届け出た場合 ⑤ 当社が入居契約を解約する旨を通告した場合 なお、当社が入居契約を解約することができるのは、次の各号の一つに該当することとなった場合とします。ただし、ア及びイ以外に該当することとなった場合、当社は、入居契約を解約するにあたり、適切な予告期間をおくものとします。 ア 入居者が、当事業所において少人数による共同生活を営むにおいて、伝染性疾患等により他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある等、著しい支障が認められる状況となったことにより、当事業所での生活を継続することができなくなったとき。

	イ 入居者が医療機関に連続して2ヶ月以上入院する等により、当事業所において生活することができず、かつ当事業所における生活を再開できる見込みが立たないとき。 ウ 入居契約に基づく金銭債務の中に、履行期限を2ヶ月以上経過しても履行されないものがあることから、入居者（連帯保証人が定められている場合には当該連帯保証人）に対し、相当期間を定めて当該金銭債務の履行を催告したにもかかわらず、当該相当期間内に当該金銭債務が履行されず、その後も履行される見込みが立たないとき。 エ 入居契約に基づく金銭債務の中に、履行期限を2ヶ月以上経過しても履行されないものがあり、当社との間で、当該履行されない金銭債務について、これを分割して履行する旨の契約が締結されたにもかかわらず、当該契約に定められた期限の利益喪失事由に該当する事由が生じたとき。 オ 入居者の療養看護及び財産管理について、家族間で意見の対立があったことから、家族に協議を求めたにもかかわらず、相当期間経過後も家族間で協議が整わなかったとき。 カ 家族間に争いがあり、当事業所における入居者の生活や当事業所の運営に著しい支障がもたらされたことから、家族に善処を求めたにもかかわらず、相当期間経過後も善処されなかったとき。 キ その他、入居者の医療行為ため依存度が著しく高まったことから、当事業所においては生活が困難、又は天災、災害、施設・設備の故障により当事業所の利用が困難となる等、当事業所において介護サービスの提供を受けることができない特別な事情又は合理的な理由が存することとなったとき。 2. 入居者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合、何らの催告なく、入居契約を解除することができるものとします。 ① 入居者が入居する前に、当社が、破産手続開始、会社整理開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、特別調停その他法的倒産処理手続開始の申し立てを行ったとき。 ② 入居者が入居する前に、当社が、第三者から、差押、仮差押、仮処分を受け、又は競売の申し立て、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。 ③ 入居者が入居する前に、当社が、指定権限者より、介護保険法に規定される指定を取り消す旨の処分、又は指定を更新しない旨の処分を受けたとき。 ④ 入居者が入居する前に、当社の社会的信用が著しく悪化したこと、又はその虞ありと認められる相当の理由が存することとなったとき。 入居者は、その入居後において、当社が入居者に介護サービスを提供しない場合、いつでも入居契約を解除することができるものとします。入居者が、2項により入居契約を解除した場合、入居者は当社に対し、自身が被った被害について、別途賠償金を求めることができるものとします。 ※ 当社は、入居者が退去される際は、その入居者、家族（ただし、身元引受人がいる場合には当該身元引受人。）の希望を踏まえ、入居者が退去後に置かれることになる環境を勘案し、円滑な退去のために援助いたします。 ※ 当社は、入居者が退去するにあたり、その入居者又は家族等に対し、適切な指導を行わせていただくとともに、居宅介護支援事業者等又は介護予防支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
--	--

12. 災害発生時の対応

当事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うほか、スプリンクラーその他消火設備を設置します。

また、当社は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携を図ります。

※ 当事業所では、火災が発生した場合、初期消火に努めるとともに、近隣住民の協力や消防隊の出勤を要請することにより、入居者の避難・誘導、早期鎮火・延焼防止に努めます。

又、火災や地震等により入居者が被災・負傷した場合には、近隣住民や救助隊の協力を得て、被災・負傷した入居者の救出・救助に努めます。

※ 当事業所では、防火管理者を置くとともに、自衛消防団組織を編成し、年2回、消防計画に基づく消防訓練（消火、通報、避難・誘導訓練等）を実施しています。又、「防災用自主点検表」に基づく点検を日々実施し、事業所内で火事が発生することのないよう日常的に留意します。

13. 事業所内の事故について

当事業所において介護サービスを提供する介護スタッフの人数は、各ユニットで生活されている入居者（定員9名）に対し、日中は2～3名、夜間及び深夜については1名の配置となっています。

そのため、介護スタッフは、日々細心の注意を払って見守り等を行っていますが、入居者お一人おひとりについてマン・ツー・マンで見守り等を行うことが困難なことから、以下のような事故を未然に防ぐことができない場合（リスク）もあります。

- ・ベッドやイスからの転倒・転落によるケガや骨折
- ・飲食物の誤飲・誤嚥、あるいは窒息
- ・お一人での外出による行方不明
- ・この他、上記に準ずる状態

又、グループ事業所では、少人数とはいえ、共同生活の場であることから、一般的な風邪のみならず、インフルエンザやノロウイルス、疥癬等といった感染症が広がる可能性があるほか、入居者同士の言い争いがケンカに発展し、そうしたケンカが原因で、入居者がケガをする場合があります。

事業所内で事故及び感染症等が発生し、入居者の身に危害が及んだ場合には、家族、施設所在役所に連絡のうえ、適宜適切に対応していきます。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置、経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。

※1 当社では、『感染症対策マニュアル』ほか、事故防止・抑止を目的とした『介護事故防止及び発生時対応マニュアル』を整備し、事故の未然防止・抑止に努めています。

※2 当社では、損害賠償責任保険に加入しています。しかしながら、この保険は、当社側に過失が認められる場合に限り保険金が支払われるものであるため、事業所内で発生した事故に起因するすべての損害に対して保険金が支払われるというわけではありません。又、入居者に故意又は過失がある場合、損害賠償責任額が減額あるいは免責されることもあります。

※3 入居者が病院等医療機関へ入院された場合、入院費用は入居者の自己負担となるのみならず、入院期間中、入居者の居室を確保する関係上、別途家賃等も発生します。

14. 感染症の発生及び蔓延予防対策

事業所は、事業所において感染症が発生し又はまん延しないように必要な措置を講じます。

- ① 必要に応じ保健所の助言、指導を求め、助言等に応じた対応を行います。
- ② 事業所は、感染症予防マニュアルを整備し、従業者に周知徹底します。また、従業者への衛生管理に関する研修及び訓練を適宜行います。
- ③ 事業所は、感染症の予防及び蔓延防止のために対策を検討する「感染予防対策委員会」を設け、六月に1回以上これを開催し、その結果をすべての従業者に周知徹底させます。

15. 緊急時における対応策

介護サービスの提供中に、入居者の容態に急変が生じた場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、入居者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

16. 虐待防止

事業所は、入居者の虐待等の防止のため、次の措置を講ずるものとします。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ② 虐待防止のための対策を検討する委員会（「高齢者虐待防止対策委員会」）を定期的開催
 - ③ 管理者を担当者とする利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - ④ その他虐待防止のために必要な措置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを関係行政機関に通報するものとします。

事業所虐待相談窓口	担当者氏名	金古 明		
	電 話	092-674-0050	FAX	092-674-0051
事業所虐待防止責任者	責任者氏名	篠田 和幸		
	電 話	092-674-0050	FAX	092-674-0051

<その他の虐待に関する通報、相談窓口>

市町村相談通報窓口	担当	福岡市高齢社会部事業者指導課
	電話	092-711-4319
市町村相談通報窓口 (施設所在区)	担当	福岡市東区地域保健福祉課
	電話	092-645-1087
市町村相談通報窓口 (入居者住民票所在区)	担当	福岡市博多区地域保健福祉課
	電話	092-419-1099

市町村相談通報窓口 (入居者住民票所在区)	担当	福岡市中央区地域保健福祉課
	電話	092-718-1110
市町村相談通報窓口 (入居者住民票所在区)	担当	福岡市南区地域保健福祉課
	電話	092-559-5132
市町村相談通報窓口 (入居者住民票所在区)	担当	福岡市城南区地域保健福祉課
	電話	092-833-4112
市町村相談通報窓口 (入居者住民票所在区)	担当	福岡市早良区地域保健福祉課
	電話	092-833-4362
市町村相談通報窓口 (入居者住民票所在区)	担当	福岡市西区地域保健福祉課
	電話	092-895-7099

17. 身体拘束防止

事業所は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、身体拘束等」という。）を行いません。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除きます。また、その場合も、以下に定めるようにして行います。

- ① 身体的拘束等は、あらかじめ本人及び利用者の家族に利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、期間等の説明を行い、同意を書面で得るように努めます。
 - ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとします。
- ※ 当社では、『身体拘束廃止マニュアル』を定めているほか、『身体拘束適正対策委員会』を設置しています。

18. 個人情報等の取扱い

当事業所の介護従業者（退職した介護従業者を含みます。）は、業務上知り得た入居者及び家族等に関する秘密等（秘匿されないことにより、入居者及び家族等が直接的又は間接的に不利益を被ることが想定されるような非開示又は未公表の情報、及び法令又は社会通念上保護すべきことが求められる個人情報又はプライバシー等をいいます。）を正当な理由がなく第三者に提供、又は漏らさないようにします。なお、個人情報の使用については、「個人情報使用同意書」により、入居者及び家族から同意を得るものとします。

また、従業者であった者が業務上知り得た入居者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

19. 防犯カメラの設置および運用について

当事業所では、入居者の安全確保、防犯、および事故発生時の状況確認（または虐待防止）を目的と

して、施設内に防犯カメラを設置・稼働しています。

- 設置場所: エントランス、各階廊下、共同生活室(食堂・リビング)、外部敷地内など
※居室やトイレ、浴室等のプライバシー性の高い空間は除きます
- データの管理: 録画データは外部からアクセスできない厳重な管理下に置き、閲覧権限者を本社担当者およびエリアマネージャーに限定します。また、録画データは一定期間保管された後、古いデータから順に自動的に消去されます。
- 第三者提供の制限: 録画データは、法令に基づく場合(警察からの要請等)や、事故・トラブルの検証など正当な理由がある場合を除き、第三者に開示・提供することはありません。
- プライバシーへの配慮: 入居者およびご家族のプライバシーに十分配慮し、上記の目的以外に利用することはありません。

20. 苦情相談窓口

苦情等については、事業所の相談窓口(以下の「事業所苦情相談窓口」)に直接お申し出いただくことができるほか、これらの方法によることが躊躇される場合、あるいは、直接当社に苦情等を申し出ることを希望される場合には、当社の相談窓口(以下の「事業者苦情相談窓口」)へお申し出いただくこともできます。(匿名も可能です)

事業所の相談窓口にお申し出いただいた場合、まずは事業所内で検討し、早期解決・改善を図るよう努めます。又、当社の相談窓口にお申し出いただいた場合、運営統括部及び事業所の責任者と対応を協議し、早期解決・改善を図るよう努めます。

いずれの場合も、苦情等の内容を検討、あるいは対応を協議するに際し、お申し出いただいた方のご要望等に配慮し、慎重にお取り扱いいたしますので、ご安心ください。

事業所苦情相談窓口	担当者氏名	金古 明		
	電 話	092-674-0050	FAX	092-674-0051
事業所苦情解決責任者	責任者氏名	篠田 和幸		
	電 話	092-674-0050	FAX	092-674-0051

事業者苦情相談窓口	担 当	株式会社シノケンウェルネス(本社)		
	電 話	03-5777-0175	FAX	03-5777-0128

※1 事業所単独で解決することが難しいものについては、当社の運営統括部と対応を協議するほか、運営推進会議等を活用することにより、解決・改善を図ります。

※2 検討結果等については、お申し出いただいた方のご要望、又は必要性に応じて適宜その内容をお伝えいたします。(ただし、匿名の場合は除きます)

※3 お申し出いただいた苦情等については、所定の書式により記録し、保管するとともに、その内容によっては、法令の定めるところにより、行政等に報告する場合があります。

【保存期限：サービス提供が終了した翌月から起算して5年間】

<その他の苦情相談窓口>

市区町村相談窓口 (施設所在区)	担 当	福岡市東区福祉・介護保険課
	電 話	092-645-1071
市区町村相談窓口 (入居者住民票所在区)	担 当	福岡市博多区福祉・介護保険課
	電 話	092-419-1078
市区町村相談窓口 (入居者住民票所在区)	担 当	福岡市中央区福祉・介護保険課
	電 話	092-718-1145
市区町村相談窓口 (入居者住民票所在区)	担 当	福岡市南区福祉・介護保険課
	電 話	092-559-5127
市区町村相談窓口 (入居者住民票所在区)	担 当	福岡市城南区福祉・介護保険課
	電 話	092-833-4170
市区町村相談窓口 (入居者住民票所在区)	担 当	福岡市早良区福祉・介護保険課
	電 話	092-833-4352
市区町村相談窓口 (入居者住民票所在区)	担 当	福岡市西区福祉・介護保険課
	電 話	092-895-7063
国保連相談窓口	担 当	福岡県国民健康保険団体連合会事業部介護保険課 苦情相談窓口
	電 話	092-642-7859

21. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実 施 の 有 無	☐ 有 ☒ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

22. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、運営推進会議を設置しています。

また、運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について議事録を作成します。

【保存期限：サービス提供が終了した翌月から起算して5年間】

23. その他

事項	内容
従業者研修	・採用時研修：採用後速やかに ・継続研修：随時

重要事項の説明に関する確認書兼サービス提供開始に関する同意書

当社は、本重要事項説明書に基づき、当事業所で提供されるサービスの内容及び費用、その他、入居者がサービスを選択するうえで資すると認められる重要事項に関する説明を行うとともに、本重要事項説明書を交付いたしました。

20 年 月 日

事業者 (所在地) 東京都港区浜松町二丁目3番1号
(名称) 株式会社シノケンウェルネス
代表取締役 三浦 義明

事業所 (所在地) 福岡市東区香住ヶ丘二丁目3番23号
(名称) グループホーム フレンド香住ヶ丘
管理者名 篠田 和幸

説明者名 _____ 印

私は、本重要事項説明書の交付を受け、又、これに基づき、上記説明者より、当事業所で提供されるサービスの内容及び費用、その他、私がサービスを選択するうえで資すると認められる重要事項に関する説明及び交付を受け、サービスの提供を受けることに同意いたします。

20 年 月 日

入居者 (住所) _____
(氏名) _____ 印

なお、住所・氏名欄の記載及び押印について、以下の者が、
☐ 入居者の意思を確認のうえ、代行しました。
☐ 立ち会いました。

代理人 (住所) _____
(氏名) _____ 印
(入居者との続柄・関係) _____